

18世紀スコットランドとその政治社会

——1732-35年におけるスコットランド野党勢力結成を手がかりとして⁽¹⁾——

松 園 伸

1. はじめに

18世紀スコットランドは長い間、主に限られた側面からのみ注目を集めてきたと言えるであろう。一つは19世紀におけるスコットランド工業化、経済の飛躍的發展の「離陸」段階として、18世紀スコットランド社会がいかなる状況にあったかという点について。いま一つは、第一の点に増して重要なポイントであるが、哲学、経済学などの領域における「スコットランド啓蒙思想」の発展に関する豊かな研究成果があげられるであろう。ごく簡単な統計を見るだけでも18世紀スコットランド社会の急激な変化は十分に見てとることができる。スコットランドにおける石炭生産は1700年頃には45万トン程度であったのに比して、1750年には71万トン余、1775年には100万トンに達したと考えられる⁽²⁾。この上昇はイングランド、ウェールズを含むブリテン全体の上昇カーブと比べても優るとも劣らないレベルであった。18世紀初、ダリエン入植計画の失敗によって国家的破綻の危機にさらされていたスコットランドを思えば大きな前進と見るべきであろう。またスコットランドでのリネン生産は質的にはドイツ、アイルランドなどに劣るとされながらも、一方グラスゴー、エディンバラなどでは高級リネンの生産が勃興していた。18世紀イングランドの都市化は著名であるが、スコットランドにおいても1801年の初の国勢調査が実施される頃にはエディンバラ、グラスゴーでは8万人を超えていたとみられ、ブリテン全体をみてもこれら2都市の規模はロンドンに次ぐ地位を得ていたことが分かる。スコットランド啓蒙思想研究の隆盛ぶりは、我が国における、デイヴィッド・ヒューム、アダム・スミスなどの研究の華々しさを見るだけでも容易に理解できるであろう。

反面18世紀スコットランド政治史研究の不毛は認めざるを得ない。19世紀末、ウィリアム・フレイザー (Sir William Fraser, 1816-98) によるスコットランド貴族、氏族リーダー (Chieftain) の家門史などを除けば、スコットランド政治史の本格的な研究は乏しいものであった。僅かにウィリアム・マシソン (William Mathieson, 1868-38) の一連の四部作からなる通史⁽³⁾を除けば、今日にいたるまでスコットランド史はオックスフォード大学出版部の手になる *New Oxford History of England* に匹敵する体系的でまた詳細な内容を持つ通史を有していないのである。だが、かかる研究上のアンバランスも徐々に是正されている。近年「長い18世紀」をイングランド

からの側面だけでなく、「ブリテン的」側面から考察しようとする視方が一般的となってきた。政治史の立場からいうならば、いわゆるホイッグ史観にせよ、その修正主義であるネーミア学派のいずれもが、「イングランド史=イギリス史」とは言わないまでも、スコットランド史が18世紀イギリス史の歴史叙述において一種「脇道」的な存在に甘んじてきたことは事実であろう⁽⁴⁾。しかし政治史に関するならば過去20年ほどの18世紀イギリス史研究文献を見るならば、そのバランスには大きな変動があることは確かである⁽⁵⁾。スコットランド政治史研究はこの時期質的、量的にも格段の上昇を示している。それは一つには、貴族家を含むスコットランドの旧家が古文書をスコットランド国立古文書館（The National Archives of Scotland）と国立スコットランド図書館（The National Library of Scotland）に積極的に寄託ないしは寄贈し、またこれらの膨大な古文書史料のリスト、インデックス作りが20世紀末に大きく前進し、さらに現在ではその検索ツールの多くがオンライン化され、パソコンの端末から容易に史料の所在の確認ができるにいたって、スコットランド史研究は新たな段階に入ったと言える。

しかしスコットランド政治史への学問的な着目がそれ以前になく増したのは、2007年イングランド・スコットランド合同（Union）三百周年を迎えたことであろう。一般的にはこの時期スコットランドにおいてスコットランド民族主義党（The Scottish National Party）の独立の可能性も含めた民族主義的運動で一躍関心を集め、現実政治としても新しいイングランド・スコットランド関係が模索されたのであるが、歴史学界でもこの合同300周年をきっかけに、極めて多数の著作が上梓され、学会、研究会も多く開催された。イングランド・スコットランド合同研究のはスコットランド政治史研究に新たな動力を与えたと言えそうである⁽⁶⁾。そこで本論では近年の合同条約締結以降のスコットランド史の豊饒な研究の上に立って、18世紀中葉のスコットランド・エリートがきわめて緩やかなペースではあるが、ブリテン国家の枠の中で新しい Scottish identity を模索されつつあったことを見るであろう。

2. 合同（1707）以降のスコットランド社会と政局

1707年の合同がイングランド中心に（Anglo-centric）に進行したのはだれしも疑えない事実であった。たしかにイングランドは司法制度、教会組織について「一国二制度」の存在を認めた。しかし政治制度を見た場合スコットランドのイングランドに対する従属性は明らかであった。独立国家時代のスコットランドの最高官職は国王代理（Lord High Commissioner）であったが、合同以後は合同支持派のスコットランド廷臣から1～2名のスコットランド大臣が任命されるにすぎなくなった。そしてスコットランド人が政治的に自立した行動を取りかねない機関は極力廃止ないし縮小された。合同条約締結後僅か一年でイングランド側はスコットランド枢密院が、もはや合同以後は実効性を持たず、たんなるパトロネージ給与の温床となっているとして廃止してしまった。その結果、スコットランドは独自の行政組織である枢密院とその長である枢密院議長を

失い、自国の国益をブリテン政府に訴える重要なチャンネルを失ってしまったのである。議会はスコットランドの従属性を表す場となっていく。スコットランド上院代表貴族16名、下院代表議員45名はほぼイングランド側の要求を丸呑みした結果であり、200名余のメンバーからなるブリテン貴族院、558名からなるブリテン下院の中では明らかに少数勢力に転落していた。

合同条約締結以降のイングランド側の対スコットランド政策は主に2点にまとめることができるであろう。まず第一に、スコットランドの政治家をできる限りイングランドの方針に従順な存在とすることである。合同直後の一時期をのぞき、スコットランド代表貴族はイングランド政府の作成した“Court List”に沿って選挙が行われ、ほぼ例外なくこのリストに上がった16名が選抜された。そのためにはイングランド側は隠しだてすることもなくスコットランド貴族に働きかけ、官職就任をちらつかせた極端な場合は現金の授受も辞さなかったのである。1707年の合同条約はイングランド貴族身分、スコットランド貴族身分のいずれをも「凍結」し、それまで創家されてきた者に限られることになった。そして新たに貴族身分を与えられるものはすべて統一「ブリテン貴族」として叙されることになった。そしてイングランド人にとってはこの変更は何の不利益をもたらすことはなかった。だがスコットランド貴族が次々とブリテン爵位を授与されて、認められていた16名の枠を大きく超えてブリテン議会上に登場することはイングランド側にとっては大きな脅威であった。そこでブリテン議会はさきにドーヴァー公（ブリテン爵位）として併叙されたタインズベリ公（スコットランド爵位）を唯一の例外として、スコットランド貴族がブリテン貴族身分を合わせ持つことで世襲貴族として大挙貴族院に現れることを厳として拒んだのであった。そのためスコットランドの名門貴族ハミルトン公はブリテン爵位としてブランドン公にも叙せられながら、貴族院入りを拒否されるという屈辱を味わったのであった⁽⁷⁾。イングランド政治家によるスコットランドの国益をないがしろにする行為は次第にスコットランド議員を憤らせていく。たとえば前述のように合同条約はたしかに教会と司法制度に関しては「一国二制度」を容認したものの、その実際はスコットランドの伝統的な信仰、司法の在り方を崩しかねないものであった。信仰面についてはブリテン議会はスコットランド議員の反対を押し切って「スコットランド監督教会に対する寛容法」を制定した。この法律は、表向きイングランド寛容法（1689）がイングランド国内で長老派の信仰を容認しているのと対等の条件をイングランド国教会にも付与することを目的としていた。すなわち本法によってイングランド国教会の影響下にある「スコットランド監督教会」（The Episcopal Church of Scotland）は公然とイングランド国教会の教義をスコットランドにおいて布教することが認められたのである。そしてこれは単に理論的な信仰寛容の問題にとどまらず、実際にイングランド国教会聖職者ジェームズ・グリーンシールド（James Greenshields）がエディンバラ市内で公然と布教を開始するにあたって、長老派の教義を奉じるスコットランド国教会は、イングランド国教会の拡張政策に強い警戒心を抱いたのである⁽⁸⁾。

合同以後のスコットランドの司法制度もスコットランド人には決して満足のいくものではなかった。たしかにスコットランド民事上級裁判所（The Court of Session）などスコットランド司法の根幹をなす部分は温存されたものの、これらはブリテン議会貴族院を終審裁判所とする司法システムのなかで一控訴審として存続が認められたに過ぎなかった。そして最高裁としての貴族院でイングランド法に基づく法解釈とスコットランド法に基づく法解釈が相矛盾した場合には、イングランド法が優位する規則が確立していたのである。この状況はスコットランド史家ブルース・レンマンが命名した「従属国家」（Client society）そのものであった⁽⁹⁾。

たとえスコットランドが徐々に「従属国家」への道を歩んでいたとしても、それはスコットランド代表の上下両院の議員が政府の意向につねに唯唯諾諾としたりがっていたことを意味するものではなかった。さきの1712年のハミルトン公に対する貴族院登院拒否問題は、ホイッグ、トーリの政党対立の枠を超えてスコットランド議員に共同戦線を作らせるきっかけとなった。そしてこれらの不満は早くも1713年暴発する。この年5月トーリ政府はスコットランド麦芽税に対する優遇税制を見直すことを明らかにしたのであった。すでにこの麦芽税問題が表面化する前にスコットランド人の痛税感は強まっていたと考えられるのである。実際スペイン継承戦争における莫大な戦費負担は消費税を中心とした急速な増税をもたらしていた。その結果合同以後塩、香辛料、ビール、ホップ、スピリッツ、茶、コーヒーが矢継ぎ早に増税の対象となっており、1713年のスコットランドを標的とした麦芽税増税は、これまで蓄積されていた不満を一気に爆発させた。そして7月スコットランド代表はトーリ政府に最後通牒を渡し、麦芽税の増税は合同条約の侵犯とみなし、もしこの増税策を強行するなら、スコットランドは合同を解消することを明らかにしたのであった。合同解消法案はかろうじて廃案になったものの、この問題は、一旦スコットランド国民の国益が著しく損なわれるような事態になれば、スコットランド代表議員は所属党派の違いを超越してでも国家利益の保護を追求する姿勢を示したのである⁽¹⁰⁾。

3. ハノヴァ朝時代とスコットランド政治

1714年のアン女王の死去に伴うスチュアート朝の断絶とそれに代わるドイツ・ハノヴァ朝ジョージ1世の即位はスコットランドの状況を大きく変えることとなった。1714年以後いわゆるホイッグ優位（Whig Supremacy）の時代が続くとともに、宮廷が作成した推薦議員リストに抗してトーリが代表貴族選挙で勝利を収めることは、かりに彼らがローマン・カソリックではなく純然たるプロテスタントであったとしても、トーリのレッテルを貼られるだけで、実質的に不可能となったことを意味していた。したがって1715年のジャコバイトの叛乱鎮圧においてはイングランド政府が、今度は理由の如何にかかわらずスコットランドの高地地方に根強い支持を集めるトーリの「根絶やし」（Proscription）をもくろみ、一方で高地地方の勢力地図を一気にホイッグに塗り替える試みだったと言える。だがジャコバイトの勢力はなおスコットランド出身下院議員

のレベルでは残存し、かれらが支配する地域においてはジャコバイトは健在であり、したがってその後も高地地方は断続的に「ジャコバイト陰謀」の温床となっていた⁽¹¹⁾。

ホイッグ優位の政治状況の中でも、スコットランド・ホイッグはロンドンのホイッグとは異なり厳罰主義を貫くことには批判的であった。ジャコバイト叛乱鎮圧に大きな役割を果たしたアーガイル公 (the duke of Argyll, John Campbell, 1678-1743) がむしろ叛徒に寛大な措置を望んだのはよく知られているが、指導的な政治家にとって1715年ジャコバイト叛乱以後の重要事はかれらを刑に処することよりはむしろ、叛乱によって荒廃したスコットランドの国土をいち早く復興させることであったと考えられる。ただしホイッグ主導のスコットランド政治を複雑にしたのはむしろロンドンにおけるサンダランド伯爵—スタナップ伯爵 (Sunderland-Stanhope) 派ホイッグと、タウンゼント子爵—ウォルポール派ホイッグの「ホイッグの分裂」であり、この対立が深くスコットランド政治にも浸透していくことになるのである⁽¹²⁾。すなわち合同条約締結以前から、合同実現という共通目的については協調しながらも、パトロネージなどに関してはことごとく対立してきた「アーガイル派」(Argathelians, アーガイル公とその実弟アイラ伯 the earl of Ilay, Archibald Campbell, 1682-1761) とスクアドロン派 (*the Squadrone*, モントローズ公 the duke of Montrose, James Graham, 1682-1742; ロクスバラ公, the duke of Roxburghe, d.1741; トウイデー爾侯, the marquess of Tweeddale, 1695-1762; マーチモンテ伯 the earl of Marchmont, 1675-1740) は激しい争いを繰り返していたのであり、「ホイッグの分裂」に際してアーガイル派はタウンゼント—ウォルポール派に、そしてスクアドロン派はサンダランド—スタナップ派に加担したのであった⁽¹³⁾。1717年国王ジョージ1世はサンダランド—スタナップ派を支持したため、タウンゼント—ウォルポール派は下野し、野党ホイッグとしてサンダランド—スタナップらを攪乱させることになる。

おりもおり、1717-18年会期、1719-20年会期の2度にわたってサンダランド—スタナップによって議会で提出された重要なホイッグ的改革法案が「貴族法案」であった。貴族法案は、一般にはイングランド人貴族の創家を制限し、貴族創家という国王大権の中でも重要な部分を議会制定法で制限しようとした点で憲法史上重要なものであるが、スコットランドにおいては別の意味を持っていた。すなわち貴族法案はスコットランド貴族に関する条項を別に規定していた。その内容は、合同条約締結以来続いてきた16名の代表貴族を選挙で互選する方式を止め、国王の指名した25名のスコットランド貴族が世襲貴族として議会に出席するというものであった。サンダランド—スタナップは法案の円滑な通過を図るため、スクアドロン派、アーガイル派のいずれの領袖も25名の中に含め、世襲貴族として選挙を経ずにスコットランドを代表できることを保証したため、両派は貴族法案に好意的な評価をしていた。だが貴族法案の強力な反対者はスクアドロン派、アーガイル派の領袖たちではなく、経済力においては彼らにはるかに劣る在スコットランドの中小貴族層であった。かれらは代表選挙制度が続く限りにおいてはなお代表としてロンドンで政治

生活をおくる可能性を有しているものの、一旦貴族法案が可決し、代表のメンバーが固定してしまえば、半ば永久に代表となる可能性は消え去ってしまうのであり、きわめて強硬に貴族法案通過に抵抗し、組織的な反貴族法案の請願活動をするなどの動きを見せたのである。かれらの中には少なからずトーリが含まれていたし、その中にはジャコバイトも加わっていた。かれらのリーダーは1712年ブリテン貴族に叙されながら貴族院の議席を拒まれた4代ハミルトン公の長子5代ハミルトン公 (the duke of Hamilton, 1703-43) であった。かれは自他ともに認めるトーリであり、当時は国王からパトロネージを得て出世する可能性をほぼ断たれていた。しかしハミルトンらは、スコットランドの伝統ある貴族制の守護者として、主に中小規模の貴族から強い支持を得たのであった。

貴族法案そのものは、タウンゼントーウォルポール派の活動によって1719年12月の下院本会議で269票対177票の大差で否決され廃案となった。それと同時にスコットランドに関する条項も廃案となる。しかし政府はなお貴族法案の再提出を企図していると伝えられていたし、1722年には議会の任期満了一総選挙が予定されていたため、16名の代表貴族の多くを獲得しようと、スクアドロン派とアーガイル派は、それぞれ貴族法案に反対した貴族の支持を得ようと働きかけを強めることになる。これは一見アーガイル派、スクアドロン派による単なる多数派工作のようにも思われるが、少なくともハミルトン公らは、ホイッグ内の分裂状態を見てとり、この機に乗じて自派の選出を狙い、いわば三つ巴の選挙戦の様相を示すに至ったのである。

その後の選挙戦の推移はあまりに煩雑なので避けるが、結局最後の段階でホイッグは妥協を図り、16名の代表を両派で分割することで合意した。したがって1722年の代表貴族選挙で選出されたのは、結局スクアドロン派かあるいはアーガイル派のメンバーであった。そしてなにも得られなかったのがハミルトン公とそのグループになってしまった。1722年の総選挙はブリテン全体で見ても、ホイッグが圧倒的に勝利を収めるとともにトーリは惨敗し、その後40年余り続く「ホイッグ優位」の体制を決定づけたと考えられる。そしてスコットランド代表貴族の選挙結果もその例に洩れない。しかしハミルトン公らスコットランド・トーリは、選挙戦の中でかれらこそが真にスコットランドの国益を代表できる者として自らの存在感を明らかにしていくのであり、その点においては勝敗は別として一定の結果を出したと言えるであろう⁽¹⁴⁾。

4. 1734-35年のスコットランドによる野党 (opposition) 勢力の形成

1721年のサンダランドとスタナップの相次ぐ死は、南海泡沫事件のバブル崩壊の渦中でおこったのであり、この経済的危機を取捨したウォルポールは「首相」として権力の座を固めていく。1722年の総選挙の圧勝はかれのホイッグ内の地位を一層確固たるものにしたと言えるのである。その次の総選挙が実施されたのは1727年国王ジョージ1世の死去に伴う議会解散に基づくものであったが、この総選挙時にウォルポールの権力はその絶頂にあり、スコットランドの反政府勢力

は下院においてはトーリは1議席も取ることができず、ただサンダランドースタナップ派の流れを汲む野党ホイッグがかろうじて3議席を確保したに過ぎなかった⁽¹⁵⁾。代表貴族選挙の結果は下院総選挙以上の野党勢力の完敗であり、野党勢力がつけ入るすきはなく、与党は容易に Court List に掲載された貴族の全員当選を果たしたのであった⁽¹⁶⁾。

しかしスコットランド与党内の力関係には次第に変化が生じていた。1725年までスコットランド国務大臣の地位にあり、ロンドン宮廷－政府とスコットランドの間の公式のチャンネルであったロクスバラ公が大臣職を辞任した。かれは1727年代表貴族選挙にも出馬せず、半ば政界引退した形になっていたのである。ロクスバラの不出馬はあっても、なおスクアドロン派は16名の代表の中に トゥイデール侯、サザランド伯らを擁していたが、退潮は著しかった。これに対してアーガイル派とりわけアイラ伯の権力はその絶頂に達しようとしていた。ウォルポールはロクスバラの国務大臣辞任後、別の国務相を充てずこれを空席にし、公的なイングランドースコットランド間のチャンネルを閉じたまま、アイラ伯というウォルポールの腹心にスコットランドにおける官職叙任権の大半を任せ、アイラを間においた間接的な形でスコットランドを支配する道を選んだのであった⁽¹⁷⁾。アイラのスコットランド政界の支配は盤石に見えたのであるが、1730年代に入るとブリテン全体の反ウォルポールの風潮のなかで、スコットランド政治も徐々に変化を見せ始めるのである。1732年議会でウォルポールは地租減免の見返りとして、中断していた塩税の再徴収を提案した。だが必需品である塩に対する課税は貧民に対する暴政であると野党勢力から厳しい批判を招き、塩税法案は下院では205対176、貴族院では72対64の僅差で通過した。上下両院とも与党内から造反者が出たのは明らかであった。他方政府による調査によってタバコ、ワインの輸入に対しては巨大な不正、密輸入が存在することが分かり、政府はこれらの徴税強化のために包括的な消費税徴収計画を立案し始めることとなる。他方野党勢力はこれまでともすれば野党ホイッグとトーリの間で足並みの乱れがあったが、ボリングブルック子爵 (Viscount Bolingbroke, 1678-1751) の巧みな仲介もあって次第に country interest、さらには「地方党」 country party というべき求心力を持った政治集団に成長しつつあった。かれらは議会内外で斬新な戦術を用いたことで知られている。雑誌 The Craftsman 誌においてウォルポール政権の失政を批判すると同時に、このクラフツマンで表された反政府の言論を巧みに用いて地方から政府を批判する請願を組織的に提出させる。また貴族院においては、採決後敗者の側が提出をする少数意見書 (Lords' protests) をボリングブルック自らが筆を取ってまとめ、反政府ホイッグ、トーリが共同でこの少数意見書に署名をするといった行動がしばしば見られるようになったのである⁽¹⁸⁾。

こうした流れの中で1732-33年議会会期において、従来与党勢力の忠実な使徒であった3名のスコットランド代表貴族がウォルポール政権に造反をする。マーチモント伯、ステア伯、トゥイデール侯である。かれらの政治的なバックグラウンドは異なる。マーチモントとトゥイデールは

スクアドロン派の中心的メンバーであり、その意味ではアイラ伯とアーガイル派にほぼ完全にコントロールされたスコットランド政治に不満を抱いたのは驚くにあたらない。だがマーチモントの場合、若い時から一貫して外交官を務めその功が認められて1727年にスコットランドでは高官である公文書管理人（Lord Clerk Register）職についたのであった。この時期スコットランドのパトロネージはほぼ完全にアイラ伯の掌中にあったから1720年代まで政府とマーチモントの関係が悪かったとは考えられない。

その点トゥイデールはマーチモントと比べてアイラ伯、アーガイル派との関係は疎遠であった。1722年、1727年とかれは2回続けてスコットランド代表貴族に選出されているが、かれの推薦母体は一貫してスクアドロン派であり、アイラに対する恩義はなかったと考えられる。むしろかれの父は1707年のイングランド・スコットランド合同の際の功臣であり、アーガイル派のスコットランドにおける突出した地位に不満を感じていた。トゥイデールはハミルトン公と縁戚関係にあり、1730年代前半トゥイデールとハミルトンはおびただしい数の往復書簡を残している。そのほとんどは政治的な議論であり、代表になれないハミルトンにたいしてウェストミンスター議会の動きをトゥイデールが逐一知らせる一方で、スコットランド政界、とりわけスコットランド・トーリに隠然たる勢力をもつハミルトンは、スコットランド貴族を自派に有利な形で組織化する役割を担っていたのであった。かれらの共通の政敵は議会内に腐敗によって寡頭的な支配を続けるウォルポールとアイラであったことは言うまでもない。

ステア伯（the second earl of Stair, John Dalrymple, 1673-1747）はマーチモント、トゥイデールとは政治的出自を異にしていた。ダルリンプル家は合同以前から、スクアドロン派、アーガイル派のいずれにも距離を置いていた。ダルリンプル家は政権交代にもかわからず、その政権がホイッグであれば一貫して宮廷－政府を支持する「廷臣」（Courtier）型の政治家であった。かれの廷臣的性格は、ステアがオランダ・ライデン大学在学中に当時のオラニエ公ウィレムの知己を得たことから始まるといってよい。合同実現に大きな働きをして以後、かれの長い職歴は主に軍人と外交官で占められているが、海外にあってもかれはつねにスコットランド代表貴族のポストを握っており中央政界とのパイプを保っていた。1720年代までウォルポールはステアに対し十分なパトロネージで報いており、官職面でステアが冷遇されていたとは言い難い。近年の解釈ではステアの与党離脱は、第一にアーガイル派とりわけアイラ伯がスコットランド政界においてきわめて強い地位を占めていることへの憤りであった。合同実現、その後のスコットランド社会の安定化においてアーガイル家とダルリンプル家が果たした役割は甲乙つけがたいものがあり、その意味ではステアがアイラによるスコットランド支配に憤る理由は十分にあったと言える。加えてかれはウィリアム3世の忠実な部下であった時代から反フランス的な立場をとり、安易にフランスとの友好関係を築くことには批判的であった。その点ウォルポールの親フランス、戦争回避政策はステアにとっては容認できないものであったろう⁽¹⁹⁾。

反ウォルポール、反アイラ的な姿勢を取る動機は三者の間で微妙に異なっているとしても、かれらは下野した当初から野党ホイッグの領袖、ベッドフォード公、チェスタフィールド伯、コバム子爵らと緊密に連絡をとり、country partyのメンバーとして行動していた。そして国内では合同以来初めて金銭や官職叙任ではなく、国益によって行動していることに誇りを感じていた⁽²⁰⁾。かれらが確信していたのは、国益に則って「愛国者」的(patriotic)に行動するならば、スコットランドの有権者は必ずやかれらを熱烈に支持してくれるであろうということであった。消費税問題への反対運動で沸騰するブリテン世論をみればかれらの楽観主義もあながち理解できないことはないだろう⁽²¹⁾。ロンドンには反政府派専門のクラブ組織があり、議会対策、選挙対策を進めていた。また同様のクラブ組織はエディンバラにも存在し、ロンドンの政界が波乱含みになるやいなや、請願、建白などの行動によって揺さぶりをかけることを狙っていた。反政府派貴族の最大の課題は間近に迫った1734年総選挙で勝利することであった。

地方党はすくなくとも下院議員選挙では与党を追い詰めることができるだけの議席が得られると考えていたようである。だが問題はスコットランド代表選挙以外、選挙によってメンバーに変更のない貴族院は反政府派の勢力伸長のためには高いハードルであった。だからこそ地方党幹部はスコットランド代表選挙で与党派議員独占状態を破ることで、上院における与党勢力の独占状態を覆えそうとしたのであった。下院における反政府派指導者ウィリアム・パルトニ(William Pulteney)は頻繁にイングランド・スコットランド地方党有力政治家の会合に出席してロンドンにおけるかれらの団結を鼓舞する一方で、しばしばスコットランドの貴族、有力市民に書簡を送り、ロンドンにおける政府攻撃に呼応して、スコットランドでもアイラの支配を突き崩すよう求めている⁽²²⁾。そして事態は地方党にとって有利に運んでいるように見えた。1733年4月ロンドン滞在中のトゥイデールは、上下両院の厳しい与党批判の結果、ウォルポールが塩税法案を無期限延期(実質的な撤回)に追い込まれたことを非常に喜び、ハミルトン公に対し、スコットランドの反政府世論を一層盛り上げるよう提案している⁽²³⁾。スコットランド・トーリの最大の領袖ハミルトン公と反政府ホイッグのリーダーの一人であるトゥイデール侯の良好な関係は、地方党が反政府ホイッグとトーリの野合ではなく、国益に沿った愛国的政党であること、野党的行動(The Opposition)が決して不忠な行為でなく、悪しき大臣を民意に沿って取り除く愛国的行動であることを示す格好の場であった。

しかしウォルポール、アイラ伯も翌年に迫った総選挙、代表貴族選挙に備えて十分な用意をしていた。総選挙実施1年前からすでにアイラはCourt Listの作成にかかっており、16名の貴族が政府を決して裏切ることのない人物となるよう細心の配慮を払ってきた⁽²⁴⁾。また投票する貴族についてもかれらの家格、経済状況などをつぶさに調査したうえで官職、現金の提供などを少なくとも20名以上に行っている⁽²⁵⁾。当時のスコットランド貴族の財政を考えるならば2～300ポンド程度の比較的少額の賄賂であっても効果を現したことは疑いないであろう。1734年の代表貴族

選挙は、地方党の期待を完全に裏切って与党の完勝に終わったのであった。Court List に載った16名はすべて58票から60票を獲得したのに対して、反政府側のリストでの最高点はハミルトン公、ステア伯らの25票止まりといった惨状であった。

選挙終了後のイングランド貴族とスコットランド貴族の対応は好対照をなしていた。敗れたスコットランド貴族はアイラらによる組織的な選挙腐敗行為に非常に憤っており、すぐさま選挙無効と賄賂を公然と配ったアイラに対する攻撃、可能なら弾劾を狙っていたようである。これにたいして野党イングランド貴族はもちろん程度の差はあったものの概して冷淡な者が多かった。かれらにしてみれば、反政府派スコットランド議員が当選すれば、もちろん戦力になるものの、完敗した以上、かれらの議場での協力は望むべくもなかった。一見してアイラらの選挙不正は明らかであるが、議会での選挙争訟に耐えられるだけの証拠が集まる望みは少なかった。また有罪、無罪の判決は出席した貴族院議員の投票になるのであるから、上院でも多数を維持した与党側が敗北する可能性は極めて低かったのである。これをみてスコットランド側でも無理な選挙争訟は回避すべきであるとの意見が現れてきた⁽²⁶⁾。だがなお多くのスコットランド貴族はアイラらの不正行為に憤激しており、結局1735年2月に不正追及が行われたが、結果は40票程度の大差で野党側は敗れ去ったのであった。消費税問題をきっかけにわき起った反政府活動はここでひとまずピリオドが打たれることになったのである。反政府派の士気の衰えは明らかであったが、他方トゥイデール、ステア、マーチモントの三貴族が官職等をも投げ捨てて反政府に走った行為は、スコットランド代表が通常議場では単なる「員数」に過ぎないことを考えるならば、極めて異例のことであったと言えよう。チェスタフィールド、コバム、パルトニらの地方党での活動、「愛国者」を標榜しての国民への訴えは、スコットランド代表を加えることによってイングランドのみの活動からブリテン全体の運動と拡大することになった。そしてかれらの The Opposition としての活動は野党、反対党の正統化にとって少なからざる意味を有している。かれらの反政府活動はもちろん1735年を以て終わったわけではない。次にイングランド・スコットランド議員が合同して与党を追及するのは1740年代初からウォルポールがついに辞職する1742年まで続くことになる。だがこの反政府活動のスコットランド政治に与えた意味を考察するのは別稿が必要となるであろう。

注

- (1) I am very thankful to the dukes of Hamilton and Roxburghe for allowing me to read MS. sources in their possession.
- (2) M. W. Flinn, *History of the British Coal Industry* (London, 1984), II, pp. 26-27.
- (3) William Mathieson, *Politics and Religion: a Study in Scottish History from the Reformation to the Revolution* (2 vols., 1902); ib., *Scotland and the Union ... 1695-1747* (1905); ib., *The Awakening of Scotland ... 1747-1797* (1910); ib., *Church and Reform in Scotland ... 1797-1843* (1916).

- (4) その点で2000年に *The New Oxford History of England* のうちの一巻として発行された Julian Hoppit, *A Land of Liberty: England 1689-1727* (Oxford, 2000), p. 242 他において、イングランド・スコットランド関係について短いながらも的確な指摘をしているのは注目される。
- (5) Clyve Jones ed., *The Scots and Parliament* (Edinburgh, 1996) は議会史についての指導的な雑誌、*Parliamentary History* の特別号として編纂されたものであり、近代イギリス政治史の上でスコットランド政治を本格的に取り扱ったものとして注目される。*Parliamentary History* はその後の通常号でもスコットランド政治を頻繁に取り入れている。
- (6) 筆者は合同300周年を機にスコットランド史家によって開拓された新たな合同研究の動向を紹介した。日本イギリス哲学会編「イギリス哲学研究」第31号(2008), pp. 83-85
- (7) G. S. Holmes, "The Hamilton affair of 1711-12: a crisis in Anglo-Scottish relations", *English Historical Review*, 77 (1962), pp. 257-82.
- (8) *The Oxford Dictionary of National Biography online*, James Greenshields の項を参照のこと。Daniel Szechi, "The Politics of Persecution: Scots Episcopalian Toleration and the Harley Ministry 1710-12", in *Persecution and Toleration* ed. by W. J. Sheils (Oxford, 1984), pp. 275-88.
- (9) Bruce Lenman, "A Client Society: Scotland between the '15 and the '45" in Jeremy Black ed., *Britain in the Age of Walpole* (1984), pp. 69-94.
- (10) Geoffrey Holmes and Clyve Jones, "Trade, the Scots and the parliamentary crisis of 1713", *Parliamentary History*, 1 (1982), pp. 47-87.
- (11) Daniel Szechi, *1715: The Great Jacobite Rebellion* (London, 2006)
- (12) W. A. Speck, "The Whig Schism Under George I", *Huntington Library Quarterly*, 40 (1977), pp. 171-9.
- (13) スクアドロン派、アーガイル派の構成、政治行動については *The Oxford Dictionary of National Biography Online*, "Squadron", "Argathelian" の項参照。
- (14) C. Jones, "Venice Preserv'd; or A Plot Discovered': The Political and Social Context of the Peerage Bill of 1719" in *A pillar of the constitution: the House of Lords in British politics, 1640-1784*, ed. by Clyve Jones (London, 1989). 著者は貴族法案をめぐるスコットランド貴族の行動について包括的な研究を企図している。
- (15) Romney Sedgwick ed., *The History of Parliament: the House of Commons 1715-1754* (London, 1970), I, p.159.
- (16) William Robertson ed., *Proceedings relating to the Peerage of Scotland...*(Edinburgh 1790), pp. 120-125.
- (17) アイラ伯によるスコットランドにおける権力獲得の過程は、Eric Wehrli, *Scottish Politics in the Age of Walpole* (Chicago university unpublished PhD thesis, 1983) に詳しい。またアイラによる官職叙任権による政治操作は Richard Scott, *The Politics and Administration of Scotland 1725-1748* (Edinburgh University, unpublished PhD thesis, 1981).
- (18) 少数意見書の利用については、Clyve Jones and Stephen Taylor, "Viscount Bolingbroke and the Composition of an Opposition Protest in the House of Lords in 1734 on the Election of the Scottish Representative Peers", *Yale University Gazette* (October, 1996), pp. 22-31.
- (19) ステア伯についての評価は主に *Oxford Dictionary of National Biography* 及び *Annals and Correspondence of the Viscount and the First and Second Earls of Stair* by John Murray Graham (Edinburgh, 1875) に基づく。
- (20) Lord Grange to Thomas Erskine of Pittodry, 1 Dec. 1733 in John Stuart ed., *The Miscellany of the Spalding Club* III (Aberdeen, 1846), p. 56.
- (21) Lennoxlove, the duke of Hamilton MS. 2177/894: [Tweeddale] to [Hamilton], London, 17 Apr. 1733.
- (22) National Archives of Scotland, GD124/15/1421: William Pulteney to [Lord Granfe], 18Dec. 1733.
- (23) Lennoxlove, Hamilton MSS. 2177/894: [Tweeddale] to [Hamilton], 17 Apr. 1733.
- (24) 通常アイラはロンドンに在勤しているため、スコットランドにおけるパトロネージのネットワークを作成

するためには Lord Milton を腹心中の腹心としていた。アイラとミルトンの膨大な往復書簡は与党の選挙対策を知る最高の史料となっている。National Library of Scotland, MS. 16552, MS 16559, *passim*.

- (25) National Archives of Scotland, GD 158/1234: 選挙前与党側が供与した官職、現金等のリスト。
- (26) National Archives of Scotland, GD 158/1421/5: duke of Queensberry to [Marchmont], 21 Aug. 1734.

本論文作成に当たっては、早稲田大学特定課題研究2009B 051 「18世紀スコットランド政治社会—1707年合同のインパクト」の補助を受けた。謝意を表したい。